

富山市告示第430号

字の区域の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、本市の字の区域を変更したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和5年10月20日

富山市長 藤井 裕久



従前の大字の区域を変更し、大字「中央通り一丁目」に編入する区域		
大字名	字名	地番
常盤町		10番1、10番2、10番3、10番4、 10番5、11番の一部